

共に生きる  
社会の実現を  
めざして…



社会福祉法人 中国新聞社会事業団  
中国芸南学園



社会福祉法人 中国新聞社会事業団

中国芸南学園



## 理念

### 一 利用者の権利擁護

利用者が尊厳をもって  
その人らしい自立した生活が送れるよう支え、  
全ての場面で人権に配慮し、可能性を尊重し、  
生活範囲の拡大に努めます。

### 二 利用者主体のサービス

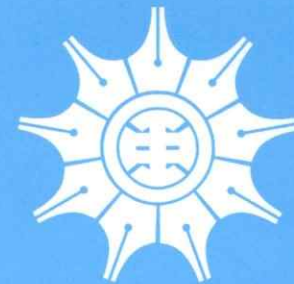
利用者一人ひとりの意思を最大限に尊重し、  
利用者のニーズを満たすよう努力します。  
自己選択や自己決定を尊重し、  
質の高いサービスを提供し、  
自己実現につながるようにします。

### 三 地域にひらかれたサービス

施設が福祉サービスの専門機関として、  
在宅の障害者を含めた地域への情報提供、  
サービス提供を行い、

社会福祉法人 中国新聞社会事業団

中国芸南学園





中国新聞社会事業団理事長

山 本 一 隆

中国芸南学園は1968（昭和43）年3月、知的障害のある子どもたちを保護育成する施設として瀬戸内海を望む竹原市忠海町に誕生しました。当時、広島県内には6カ所の知的障害児施設がありましたが、県の西部、東部に偏在しており、中部への設置が求められていました。

児童定員30人でスタートした施設はその後、成人部を併設、通所授産施設やグループホームなども開設して、現在では子どもから大人まで約170人が生活したり通ってきて働いたりしながら、自立を目指して頑張っています。創設50周年を迎えた2018（平成30）年3月には新しい児童棟が完成。学園の原点である児童育成の環境を整えました。竹原市の中心部にも相談窓口や子どもたちの療育の場を設けています。

運営母体は社会福祉法人の中国新聞社会事業団です。中国新聞社が1955（昭和30）年に設立した組織で、同社からの寄付金を基金に一般篤志家からの寄付や事業収入を財源として高校生への奨学金支給、社会事業功労者の顕彰、災害義援金の募集などの業務を行っています。

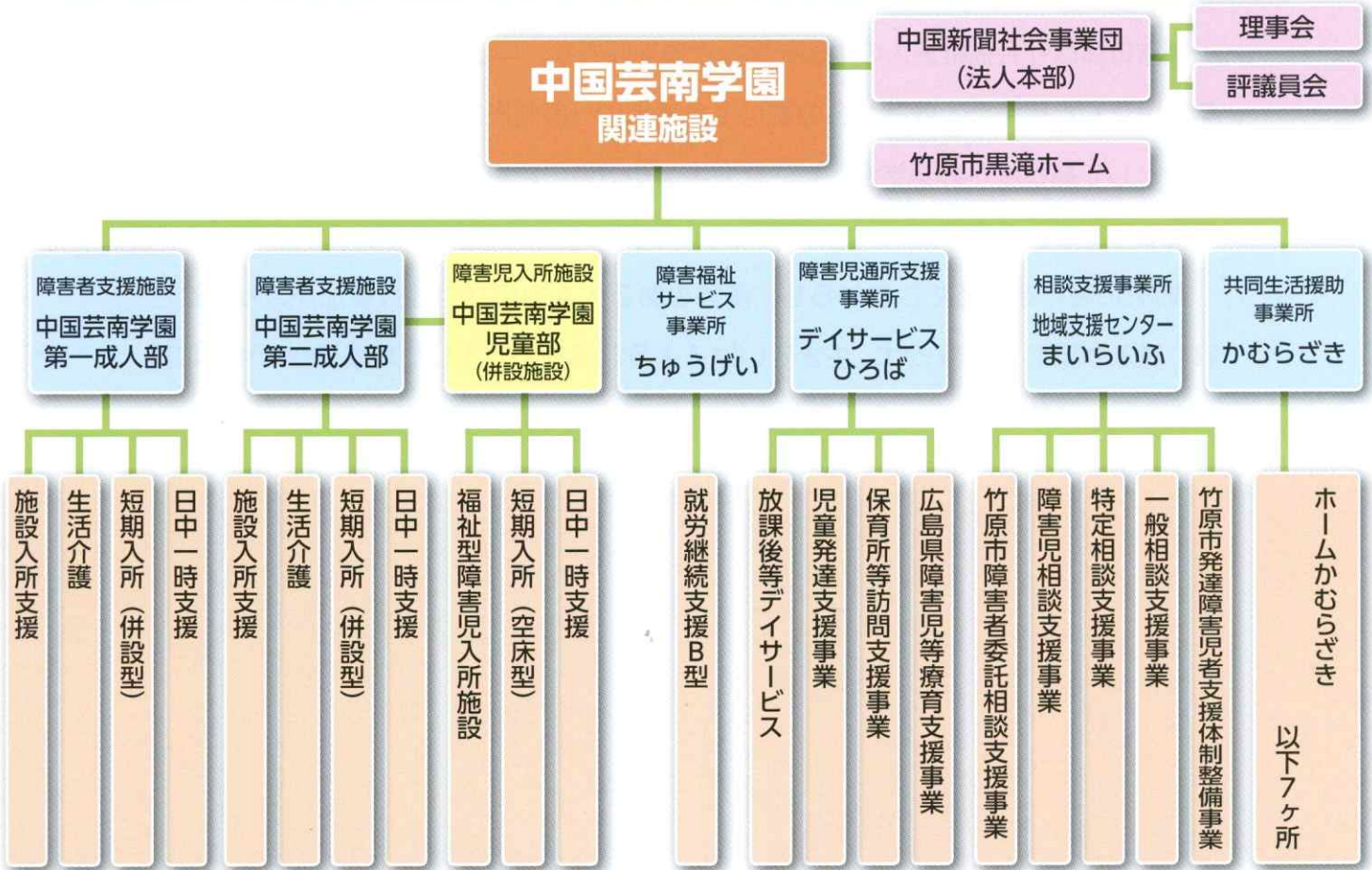
創設50周年を迎えたこれからも、障害のある人々の自立や社会参加がより促進され、誰もが安心して暮らせ、生きていけるような福祉の充実した地域社会づくりに努めてまいります。



# 沿革

|          |   |          |  |
|----------|---|----------|--|
| 昭和43年 3月 | 知的障害児施設として中国芸南学園創設。定員30名  | 平成15年10月 | 第二成人部開設。名称・定員変更を実施<br>児童部定員10名、第一成人部定員70名、<br>第二成人部定員30名 |
| 昭和44年 4月 | 定員を80名に増員   | 平成16年 4月 | 在宅障害者の通所授産施設として「ちゅうげい」開設。定員20名                           |
| 昭和50年 4月 | 成人施設として中国芸南寮を同じ敷地内に開設。定員30名                                       | 平成17年 4月 | グループホーム「くろたき」開設  |
| 昭和55年 4月 | 中国芸南学園の過齢児（児童施設内の18歳以上の利用者）対策として中国芸南寮の増員と中国芸南学園の減員を実施し、定員を各55名とする | 平成18年10月 | グループホーム「かむらざき」開設   |
| 昭和57年 4月 | 機構改革で、中国芸南学園を中国芸南学園児童部、中国芸南寮を中国芸南学園成人部に名称変更                       | 平成20年 4月 | 竹原市委託相談支援事業を受託   |
| 平成 4年10月 | 初のグループホーム「うきしろ荘」開設  | 平成20年10月 | 定員変更を実施。第一成人部定員65名、<br>障害福祉サービス事業所「ちゅうげい」定員40名           |
| 平成 5年12月 | 成人部の新居住棟完成  | 平成21年 4月 | グループホーム「床浦」開設  |
| 平成 6年 4月 | 定員変更。児童部定員30名、成人部80名とする   | 平成22年 4月 | 第一成人部の定員を63名に減員  |
| 平成 7年 4月 | グループホーム「かぐや姫」開設   | 平成22年 4月 | 第一成人部の定員を60名に減員  |
| 平成13年10月 | 中国芸南学園共同作業所開設   | 平成24年 6月 | グループホーム「すなめり荘」開設   |
| 平成14年 4月 | グループホーム「ただのうみ」開設  | 平成25年 8月 | 障害児通所支援事業所「デイサービスひろば」開設                                  |
| 平成14年 9月 | 相談支援事業所「地域支援センターまいらいふ」開設  | 平成28年 3月 | 「デイサービスひろば」「地域支援センターまいらいふ」が竹原駅前近くに移転開所                   |
| 平成14年 9月 | 「中枢棟」起工式。事務所・食堂・厨房・医務室・児童部居住棟・地域交流センターなどを同一建物に集約                  | 平成28年 4月 | グループホーム「すなめり荘」閉所   |
| 平成14年10月 | 広島県障害児（者）地域療育等支援事業開始  | 平成28年 4月 | グループホーム「うきしろ荘」を全面改築し定員6名で事業開始                            |
| 平成15年 9月 | 中枢棟完成   | 平成29年 9月 | 「デイサービスひろば」「地域支援センターまいらいふ」が竹原市の新市街地に移転                   |
|          |   | 平成30年 2月 | 新児童棟が完成  |

# 組織図





障害者支援施設

# 中国芸南学園 第一成人部

〒729-2317 広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号

TEL : 0846-26-0310 FAX : 0846-26-2713

利用  
定員

生活介護 ..... 60名

施設入所支援 ..... 60名

短期入所 ..... 6名

日中一時支援 ..... 6名

営業  
時間

施設入所支援 24時間

生活介護 9:00~16:00



## 目的・運営方針

- ・障害のある人が個々の思いを大切に、自立した日常生活・社会生活が出来るよう必要とする日常生活上の援助、相談及び環境整備を行います。
- ・利用者の人格と個性を尊重し、質の高いサービスを提供し、自己実現につながるようにします。
- ・地域社会の一員として地域活動に参加し、共に地域福祉をすすめていきます。



## セールスポイント

- ・ひとりひとりが落ち着いてくつろげるよう生活環境を配慮しています
- ・個々の特性に応じた活動を支援しています



## 施設概要

### ○生活介護（定員60名）

食事及び排泄、入浴等の支援、日常生活における相談や助言等の支援を行います。創作的活動又は生産活動の機会を提供し、身体機能や生活能力の維持向上のために必要な支援を行います。障害支援区分3以上(50歳以上は区分2以上)の方が対象となります。

### ○施設入所支援（定員60名）

夜間における食事や排泄、入浴等の生活面の支援、日常生活上の相談や助言等の支援を行います。障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)の方が対象となります。

### ○短期入所（定員6名）

#### 日中一時支援（定員6名）

地域で生活する障害のある人が家庭の事情や家族のレスパイト（休息）が必要な場合に宿泊を伴う支援（短期入所）や日帰り支援（日中一時支援）を行います。



## 年間行事

お花見 夏祭り 旅行（一泊・日帰り）  
 クリスマス会 各班忘年会 餅つき  
 創立記念行事（芸南祭）  
 親善行事参加（希望者）



## 日中活動

野菜づくり 貝通し作業 縫製作業 創作活動 体力維持 ミュージックケア  
 クラブ活動（木曜午後 絵画、音楽、ドライブ）

## 日課（一日の流れ）

|             |            |
|-------------|------------|
| 6:00頃 起床    | 13:00 日中活動 |
| 7:15 朝食     | 入浴         |
| 整容          | 16:00      |
| 9:00 日中活動   | 17:45 夕食   |
| 11:45 昼食・休憩 | (入浴) 就寝準備  |
|             | 22:00 消灯   |



## 利用契約の手続き

利用者が居住されている市町に障害福祉サービス等の支給申請を行い、支給決定されると受給者証が交付されます。

その受給者証を持って事業所とサービス利用に関する契約を結びます。

## 利用料

サービス利用料としてサービスに応じ原則1割の負担となります。ただし世帯の所得に応じて負担額の上限が設けられています。

食事代、光熱水費、その他の生活上必要となる諸経費については実費負担となります。



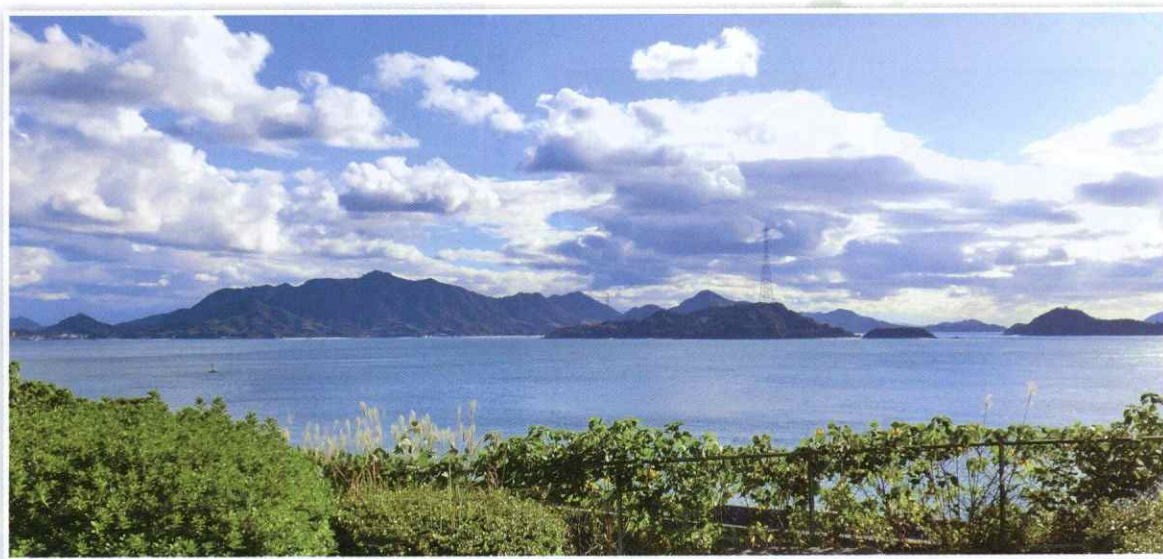
障害者支援施設

# 中国芸南学園第二成人部

〒729-2317 広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号

TEL : 0846-26-0310 FAX : 0846-26-2713

|               |                  |                 |
|---------------|------------------|-----------------|
| ●<br>利用<br>定員 | 生活介護 …………… 40名   | 短期入所 …………… 6名   |
|               | 施設入所支援 …………… 40名 | 日中一時支援 …………… 6名 |
| ●<br>営業<br>時間 | 施設入所支援 24時間      |                 |
|               | 生活介護 9:00~16:00  |                 |



## ● 運営方針

- ・できる限り家庭に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行います。
- ・利用者の人格と個性を尊重し、質の高いサービスを提供し、自己実現につながるようにします。

## ● セールスポイント

- ・一人ひとりの障害特性に配慮し、個別ニーズに沿ったサービスの提供、相談、日常生活の支援を行います
- ・日中活動を通じて体力の向上、健康維持を目指します。

## ● 施設概要

### ○生活介護（定員40名）

食事及び排泄、入浴等の支援、日常生活における相談や助言等の支援を行います。創作的活動又は生産活動の機会を提供し、身体機能や生活能力の維持向上のために必要な支援を行います。障害支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）の方が対象となります。



### ○施設入所支援（定員40名）

夜間における食事や排泄、入浴等の生活面の支援、日常生活上の相談や助言等の支援を行います。障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）の方が対象となります。

### ○短期入所（定員6名）

#### 日中一時支援（定員6名）

地域で生活する障害のある人が、家庭の事情や家庭のレスパイト（休息）が必要な場合に宿泊を伴う支援（短期入所）や日帰り支援（日中一時支援）を行います。



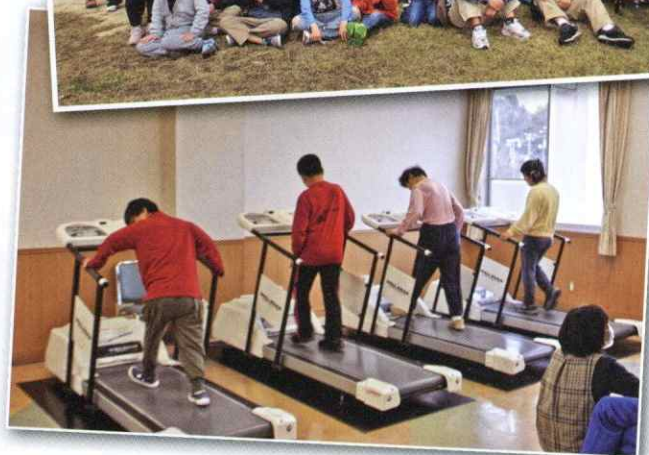
## 年間行事

お花見・ハイキング・  
春のレクリエーション・夏まつり  
サマーレクリエーション、  
旅行（一泊・日帰り）  
クリスマス会、忘年会、  
餅つき、芸南祭



## 日中活動

ルームランナー、貝殻通し、アルミ缶つぶし、洗車、  
ミュージックケア、ドライブ、喫茶（土曜日午後）、  
クラブ活動（水曜日午後）、公園散策など



## 日課（一日の流れ）

6:00 起床

7:15 朝食

9:00 日中活動

11:45 昼食

13:00 日中活動

14:30 おやつ

15:00 入浴（男性）

17:45 夕食

18:30 入浴（女性）

22:00 消灯

### 初めて短期入所利用、日中一時利用される時

事前に学園に見学に来ていただき、契約をしていただきます。

### 利用契約の手続き

利用者が居住されている市区町に障害福祉サービス等の支給申請を行い、支給決定されると受給者証が交付されます。その受給者証を持って事業者とサービス利用に関する契約を結びます。

### 利用料

サービス利用料としてサービスに応じ原則1割の負担となります。ただし世帯の所得に応じて負担額の上限が設けられています。

食事代、光熱水費、その他の生活上必要となる諸経費については実費負担となります。



## 障害児入所施設

# 中国芸南学園児童部

〒729-2317 広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号

TEL：0846-26-0310 FAX：0846-26-2713

### 利用定員

- ① 障害児入所施設
  - ② 短期入所（空床型）
  - ③ 日中一時支援
- ..... 10名
- ..... 3名



### 目的・運営方針

児童ひとりひとりの尊厳を護り、自分らしく自立した生活が送れるよう、「笑顔の絶えない施設づくり」を目指します。また、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した支援に努めます。



### サービス内容

#### ① 障害児入所施設

主に知的に障害があり、様々な事情で家庭から離れて暮らさざるをえない児童が入所し、家庭に代わって安全で健康な生活を提供します。また、ひとりひとりの児童に合わせた発達支援や日常生活を送るために必要なスキルを獲得出来るように支援します。

学校と連携し、児童が安心して学校生活を送れるように支援するとともに、休日は施設内外の行事に参加する機会を提供し、楽しみや生活経験が広がるように支援します。移行支援期の児童には併設施設の障害者支援施設中国芸南学園第二成人部と協働しながら、職業指導も行います。

#### ② 短期入所（空床型） ③ 日中一時支援

在宅の障害のある児童が家庭の事情や家族のレスパイト（休息）が必要な場合に、児童の宿泊（短期入所支援）や日帰り支援（日中一時支援）を提供します。



### 利用対象者

#### ① 障害児入所施設

主に知的に障害のある児童で、児童相談所、市町村、医師等により療育の必要性が認められた児童

#### ② 短期入所（空床型）

障害児に必要なとされる支援の度合いに応じて厚生労働省が定める区分における区分1以上に該当する児童

#### ③ 日中一時支援

日中において世話をする方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害のある児童



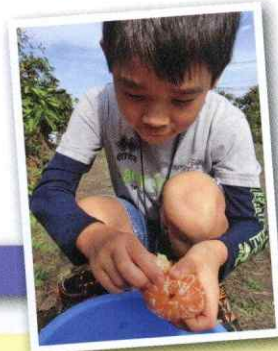
### セールスポイント

1. 施設でありながら、定員10名という小規模で家庭に近い環境での丁寧な生活の積み重ねにより、児童ひとりひとりの豊かな成長、発達を支援します。
2. 臨床心理士等の専門職と連携し、児童ひとりひとりの発達段階、特性、ニーズに合わせた専門性の高い支援を提供します。
3. 居室は全室個室で児童ひとりひとりの生活を大切にするとともに、入所児童と日中一時・短期入所児童の生活スペースを構造化し、児童みんなが安心して生活・活動出来る環境を提供します。
4. 学校の振替休日や長期休みには、児童のニーズを反映した外出行事を企画し、児童の楽しみや生活経験の広がりを支援します。
5. 移行支援期の児童には併設施設の障害者支援施設中国芸南学園第二成人部と協働しながら、職業指導を行います。
6. 入所児童だけでなく日中一時支援・短期入所支援児童も体を使って充分に楽しめるよう、施設内にはトランポリン等の大型遊具を備えた遊戯・機能訓練室（プレイルーム）やプール遊びが出来るウッドデッキを備えた中庭スペースがあります。



# 年間行事

| 4月         | 5月                 | 6月    | 7月  | 8月             | 9月     | 10月 | 11月         | 12月                    | 1月 | 2月 | 3月          |     |
|------------|--------------------|-------|-----|----------------|--------|-----|-------------|------------------------|----|----|-------------|-----|
| 入学式<br>お花見 | 春のレクリエーション<br>球技大会 | 学校運動会 | 夏祭り | 外出行事(海水浴、プール等) | スポーツ大会 |     | 学校祭<br>外出行事 | クリスマス会<br>もちつき<br>外出行事 |    |    | 卒業式<br>外出行事 | 芸南祭 |



## 日課 (一日の流れ)

|        |   |
|--------|---|
| 6:30~  | 起床促し、排泄<br>布団上げ、着替え、検温  |
| 7:00~  | 朝食 (日祝祭日は8:00~)<br>歯みがき、洗面、登校準備   |
| 8:15~  | 登校、スクールバス出発   |
| 10:00~ | <p>◎土曜日<br/>第二成人部作業班 (移行支援児及び希望児のみ)</p> <p>◎日祝祭日<br/>外遊び、遊戯室遊び、個別余暇</p> <p>◎長期休み<br/>第二成人部作業班、ミュージックケア (移行支援児及び希望児のみ)</p> |
| 11:45~ | 昼食  |

|        |  |
|--------|--|
| 13:00~ | <p>◎土曜日<br/>喫茶</p> <p>◎日祝祭日<br/>外遊び、遊戯室遊び、個別余暇</p> <p>◎長期休み<br/>第二成人部作業班、ミュージックケア (移行支援児及び希望児のみ)</p> |
| 15:45~ | 下校、スクールバス到着<br>おやつ、宿題、洗濯、入浴準備<br>外遊び、遊戯室遊び、個別支援  |
| 17:45~ | 夕食<br>歯みがき   |
| 18:15~ | 入浴 (月~土曜日)<br>自由遊び   |
| 21:00~ | 消灯   |

## 利用契約の手続き

### ① 障害児入所施設

- ① お住まいの地域のこども家庭センター (児童相談所)、市町村の児童家庭相談窓口への相談
- ② こども家庭センターまたは児童相談所への申請
- ③ 支給決定及び受給者証の発行
- ④ 面談及び施設見学
- ⑤ 利用契約

### ② 短期入所 (空床型) ③ 日中一時支援

- ① お住まいの市町村の障害福祉担当窓口や相談支援事業所への相談
- ② お住まいの市町村の障害福祉相談窓口への申請
- ③ 支給決定及び受給者証の発行
- ④ 面談及び施設見学
- ⑤ 利用契約

## 利用料

世帯の所得に応じた負担があります。  
その他に、食費、高熱水費、日常生活用品の費用などが必要です。

## 建物の概要

鉄筋コンクリート造  
 建築面積 323.70㎡  
 延面積 308.92㎡  
 居室10室、遊戯・機能訓練室 (プレイルーム)、  
 中庭 (ウッドデッキ) 遊戯スペース、調理室、  
 食堂、浴室



# 障害福祉サービス事業所 ちゅうげい

〒729-2317 広島県竹原市忠海東町二丁目10番1号  
TEL : 0846-26-0310 FAX : 0846-26-2713  
E-mail : chugei@ch-jigyodan.jp

利用  
定員

40名

事業・  
サービス名

就労継続支援B型

営業  
時間

月～金 9:00～16:00 土 9:00～13:00

休日：日、祝日、土曜の休日はちゅうげいの開所カレンダーによります、夏季休暇、冬季休暇



## 目的・運営方針

一般就労が困難な障害のある人たちに、共に生きる集団と働きがい、生きがいを得る場を保障します。人権尊重の基本理念に基づき、豊かな個性の発達に必要な援助を行います。就労と生活の支援システムづくりに努め、他機関とのネットワークを構築し、地域の中でいきいきと生活できるようにします。



## 利用対象者

知的に障害があり、通所が可能な方



## サービス内容

### 就労継続支援

「ちゅうげい」に通所し働くことを希望する人を対象に、さまざまな作業を通じて、就労や生活における必要な知識・能力・体力が身につくよう支援します。



## セールスポイント

作業科目が多いので、自分に合った作業が見つかります。

働く事の楽しさをいっしょに味わいましょう。



# 年間行事

|      |      |      |         |          |     |            |        |                  |     |        |    |            |
|------|------|------|---------|----------|-----|------------|--------|------------------|-----|--------|----|------------|
| 4月   | 5月   | 6月   | 7月      | 8月       | 9月  | 10月        | 11月    | 12月              | 1月  | 2月     | 3月 |            |
| 健康診断 | 春の外出 | 歯科検診 | 耳鼻・眼科検診 | 東部地区球技大会 | 夏祭り | 東部地区スポーツ大会 | 総合防災訓練 | 内科検診・インフルエンザ予防接種 | 忘年会 | クリスマス会 | 初詣 | 創立記念行事・芸南祭 |

## 日課 (一日の流れ)

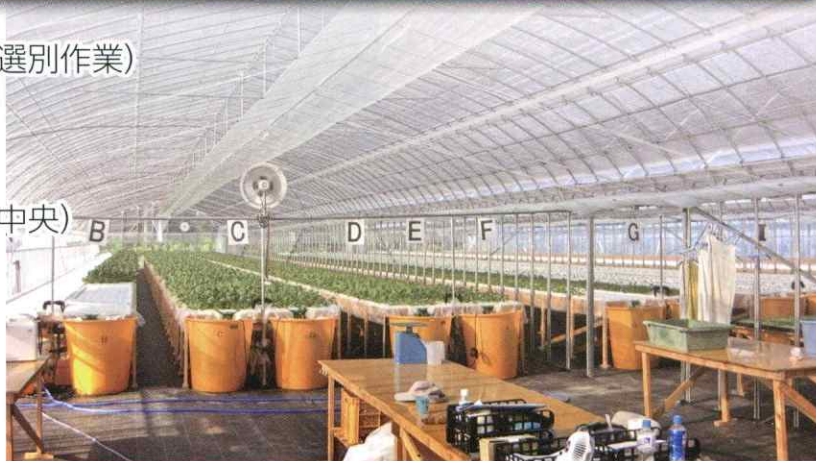
|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 9:00~ 9:30  | 利用者出勤              |
| 9:30~10:00  | 健康チェック ミーティング      |
| 10:00~12:00 | 作業 (途中休憩あり)        |
| 12:00~13:00 | 昼食・休憩              |
| 13:00~15:00 | 作業 (途中休憩あり)        |
| 15:00~16:00 | 清掃・連絡帳記載・帰りのミーティング |



\*木曜日  
13:00~15:00  
クラブを行っています

## 作業科目

下請け作業 (養殖カキ貝殻通し・ゆず皮選別作業)  
パンの製造・販売作業  
水耕栽培作業  
事業所外実習 (アトム・ハートフル竹原中央)  
法人内老人施設の清掃



### 利用契約の手続き

利用者が住居されている市町に障害福祉サービス等の支給申請を行い、支給決定されると受給者証が交付されます。

その受給者証を持って事業所とサービス利用に関する契約を結びます。

### 利用料

サービス利用料としてサービスに応じ原則1割の負担となります。ただし世帯の所得に応じて負担額の上限が設けられています。

食事代、その他の諸経費については実費負担となります。



障害児通所支援事業所

# デイサービス ひろば

〒725-0021 広島県竹原市竹原町3567番地1

TEL : 0846-24-6557 FAX : 0846-24-6558

E-mail : hiroba@ch-jigyodan.jp

## 事業・サービス名

- 障害児通所支援事業（多機能型）
- 1 児童発達支援事業
  - 2 放課後等デイサービス
  - 3 保育所等訪問支援
  - 4 広島県障害児等療育支援事業

## 利用定員

- 1 児童発達支援事業 ..... 10名
- 2 放課後等デイサービス ..... 10名
- 3 保育所等訪問支援 ..... 定員なし

## 営業日・営業時間

12 月曜日～土曜日 9:00～18:30  
 （サービス提供時間についてはお問い合わせください）

3 月曜日～金曜日 8:30～15:00

※ただし①, ②, ③とも国民の祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業



## 目的・運営方針

発達に弱さやつまずきのある児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該児童の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

## 利用対象者

- 1 未就学児（幼稚園、保育所、こども園との併行通園も可能）
- 2 学校在籍中の6歳～18歳までの児童
- 3 保育所、幼稚園、こども園、学校に通っている未就学児や児童

## セールスポイント

- ・臨床心理士、自閉症スペクトラム支援の専門家を配置し、全体的な発達評価を行い、今のような支援が必要かを考えアプローチをしています。
- ・お子さま一人一人が自立した活動ができることを目標としています。
- ・TEACCHプログラムの考え方を基本に、視覚支援、見通しの持てる活動を行っています。
- ・敷地内に駐車場があるので、移動も安全です。
- ・建物は広いのでしっかり体を動かすこともできます。運動ニーズも満たすことができます。
- ・車いす対応の送迎車も準備していますので、車いす利用の方も安全に移動できます。

## サービス内容

- 1 就学前の発達に課題を抱えるお子様を対象として療育活動を行っています。ボールプール、バランスボール、トランポリンなどで思いきり体を使って遊んだり、スタッフとのやり取りあそびなど楽しい活動を通して、お子様の発達を促していきます。保育所や幼稚園に通いながらの利用もできます。
- 2 学校在籍中（6歳～18歳）の発達に課題を抱えるお子様に対して、放課後や学校休業日において、療育を行い、自立した活動ができることを目的としています。活動時間は、平日利用が2時間程度、学校休業日の利用は4時間となっています。ご希望により送迎も行っています。（送迎範囲：竹原市内・三原特別支援学校まで）
- 3 お子様に通っている保育所、幼稚園などの機関に訪問支援員がうかがい、お子様への支援ならびに担当のスタッフへの助言をおこない、集団生活に適應できるかたちを考えていきます。
- 4 発達に気になるところのあるお子様やご家族などが、身近なところで相談したり、療育を受けたりするための事業です。必要があれば継続した療育（個別給付）への紹介を行います。
  - ・外来・訪問相談…お子様の発達に関する相談をお受けしています。ご家庭などに訪問したり、来所による相談も受け付けております。
  - ・訪問療育（こぐまくらぶ）…発達に気になるところのあるお子様と保護者のための療育活動です。月に2回竹原市保健センター内で実施しています。
  - ・施設支援一般指導事業…保育所等の施設や学校のスタッフを対象としています。保育所等に訪問し気になる子どもさんに関して相談をお受けし、いっしょに考えていきます。





## 日 課 (一日の流れ)

### ① (一例です)

10:00~ 来所

始まりの会

個別の活動 (自立課題 バランスボール ボールプール トランポリン おやつ 創作 絵本 手遊び あそび (すごろくなどルールのある遊びなど))

11:30 終わりの会

### ② (一例です)

15:00~ 来所 (各学校まで送迎します)

おやつ (おやつ作りをする日もあります)

各プログラム (自立課題 認知機能強化トレーニング バランスボール ボールプール トランポリン 音楽鑑賞 塗り絵 など)

17:00~ 降所 (送迎サービスを利用し帰宅 ご家庭からのお迎えも可能)

## 利用契約の手続き

- ①事業所見学とお子様及びご家族との面談
- ②お住まいの市町 (障害福祉担当課へ 竹原市の場合は障害福祉係) への利用申請
- ③相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成 (医療機関などの意見書が必要な場合もあり)
- ④支給決定および受給者証の発行
- ⑤利用契約 利用開始

## 利用料

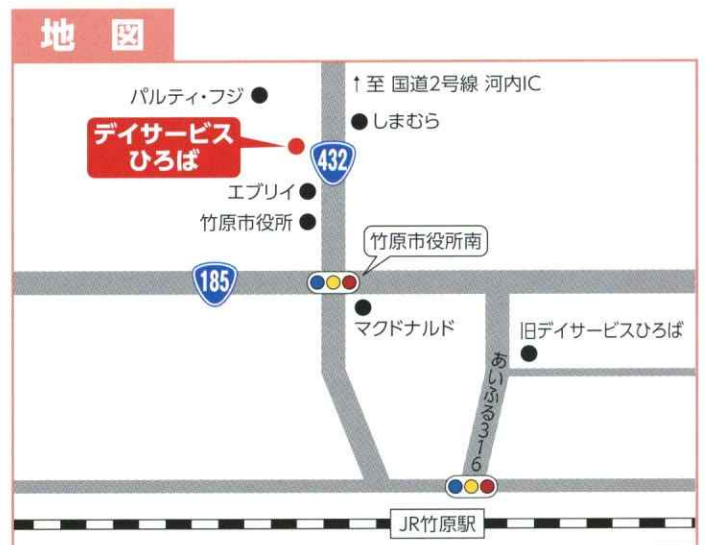
世帯の課税状況によって決まっています。原則1割負担です。その他、おやつ工作等にかかわる材料費などが必要です。

## 施設概要

平成24年6月 中国芸南学園内に開設  
 平成25年8月 竹原市中央へ移転  
 平成29年9月 竹原市竹原町へ移転  
 現在に至る

## 建物の概要

構造：鉄骨造 陸屋根 2階建  
 敷地面積：877.24㎡  
 延べ床面積：438.37㎡





相談支援事業所

# 地域支援センターまいらいふ

〒725-0021 竹原市竹原町3567番地1

TEL : 0846-24-6556 FAX : 0846-24-6558

E-mail : mylife@ch-jigyodan.jp

## 利用定員

なし

## 営業時間

8:30~17:00

月曜日~土曜日(※祝日、8/13~15、12/29~1/3を除く)

※緊急の場合は対応いたします

## 目的・運営方針

地域で生活しておられる知的障害・発達障害をお持ちのご本人やご家族、関係者からの相談をお受けしています。生活全般についての相談、障害福祉サービス利用についての情報提供や支援、関係機関との連絡調整等、地域で暮らしていくためのお手伝いをします。

ご本人が自信を持って地域で生活できるよう、またご家族、その周りの人たちみんなが安心して、笑顔で暮らしていけるよう一緒に考え、サポートします。

## サービス内容

### ○生活全般についての相談

- ・どんなサービスや制度があるのか知りたい
- ・進路や就職について知りたい
- ・障害年金の手続きについて
- ・放課後や土日の過ごし方について
- ・家族の緊急時に一人で過ごすのは不安
- ・将来が心配
- ・障害があるのではないかと気になる等

### ○福祉サービスの利用支援

- ・申請手続きのお手伝い
- ・サービス等利用計画の作成
- ・事業所との利用調整
- ・モニタリング

### ○施設や病院から地域生活への移行支援

### ○発達障害に関する相談・啓発・研修など

## 事業

竹原市障害者委託相談支援事業

特定相談支援事業

障害児相談支援事業

一般相談支援事業

竹原市発達障害児者支援体制整備事業

## 利用対象者

知的障害・発達障害のある方(子どもから大人まで)、そのご家族、関係者。

手帳や診断のある方のみでなく、気になるところがある、障害があるかも…という方の相談もお受けしています。

## セールスポイント

市内中心部、利便性の高い場所です。

来所による相談だけでなく、こちらから出向いての相談を心掛けています。遠方の方、外出がしにくい方も、どうぞお気軽にご連絡ください。

竹原市内には、他に身体障害・精神障害の方の相談窓口もあり、その他関係機関とは常に連携をとっています。重複の障害がある方、どこに相談したらいいかわからない、という場合でもお繋ぎし、一緒に対応させていただいています。





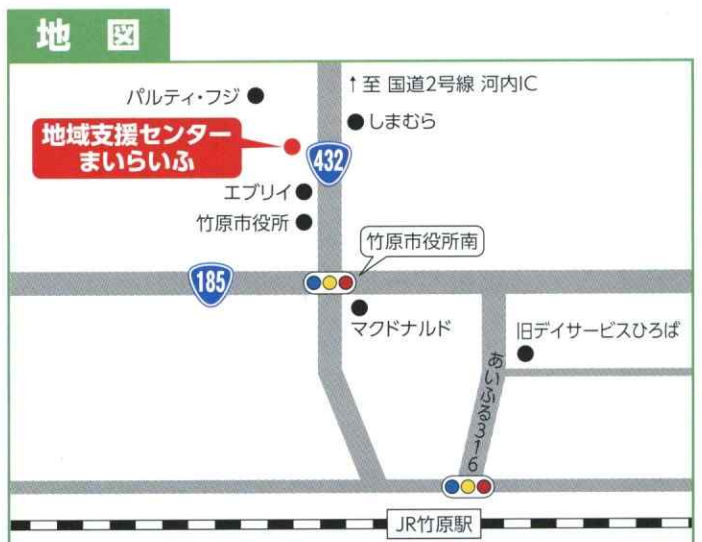
## 利用契約・利用料

福祉サービスを利用するにあたっては、市町の発行する受給者証が必要です。利用契約を結び、『サービス等利用計画（案）』『障害児支援利用計画（案）』を作成し、必要なサービスをともに考え、サービス調整、利用後は継続してモニタリングを行っていきます。

相談やサービス利用契約作成は無料です。

## 建物の概要

鉄骨2階建 延面積 78.20㎡  
相談室、会議室、事務室





# 共同生活援助事業所 かむらざき

〒729-2317  
竹原市忠海東町一丁目12-20

〒729-2317  
竹原市忠海東町二丁目10番1号 中国芸南学園  
TEL : 0846-26-0310

利用  
定員

27名

かむらざき(1) …… 3名  
かむらざき(2) …… 3名  
うきしろ荘 …… 6名

くろたき …… 7名

ただのうみ …… 4名  
かぐや姫 …… 4名



## 目的・運営方針

障害のある人が地域の中で自立した日常生活・社会生活ができるよう共同生活住居において入居者の状態に応じて食事の提供、日常生活上の援助、相談などを行います。

## 支援内容

- ・日常生活、社会生活に必要な支援
- ・コミュニケーション支援
- ・職場、日中活動事業所との連絡調整
- ・本人活動、余暇活動の支援
- ・健康管理、通院の支援
- ・金銭管理の支援
- ・家族、地域との連携

## 利用対象者

知的に障害のある65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準じるものを利用したことがある人

## セールスポイント

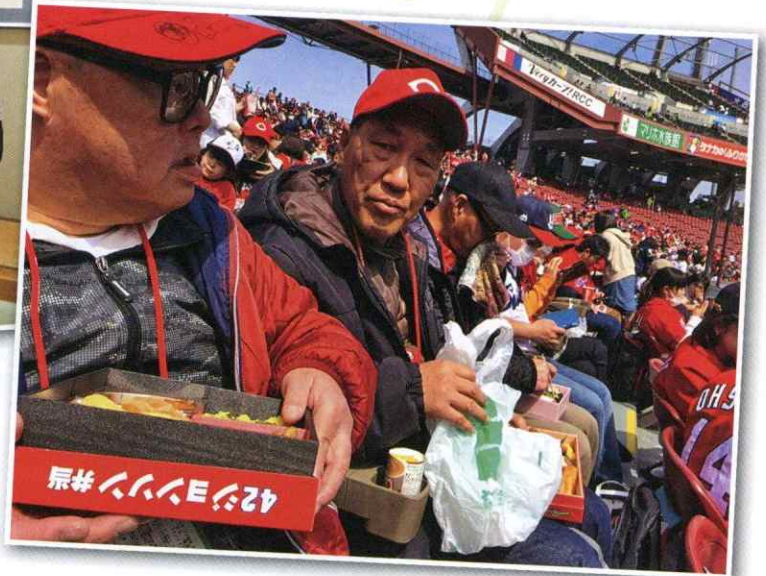
世話人に一日あったことを話したり、一緒に夕食を作ったりとても温かい雰囲気です。

買い物や映画、誕生日には外食に出かけたりとホームそれぞれの楽しい行事があります。



## 年間行事

旅行（一泊旅行又は日帰り旅行）、各ホームにて季節行事



## 日課（一日の流れ）

- |        |              |
|--------|--------------|
| 6:00頃  | 起床           |
| 7:00   | 朝食・片付け等      |
| 8:00   | 出勤（職場・日中事業所） |
| 16:30  | ホームに帰宅       |
| 18:00  | 夕食           |
|        | 入浴等          |
|        | くつろぎの時間      |
| 21:30頃 | 就寝           |



## 利用契約の手続き

利用者が居住されている市町に障害福祉サービス等の支給申請を行い、支給決定されると受給者証が交付されます。

その受給者証を持って事業所とサービス利用に関する契約を結びます。

## 利用料

家賃・食費・光熱費・生活用品等は実費。自立支援費、金銭管理費等を必要に応じて負担していただきます。